

# 給与体系の概略

	試験採用職員	選考採用職員	経験者試験採用職員	交流採用職員	任期付採用職員		非常勤職員
					一般	特定任期付	
	経験者採用試験方式【後掲(1)】				【後掲(2)】		
俸給	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任給は、試験種別の基準を基礎に決定</li> </ul>	採用されるポストに応じ、経歴や能力等を考慮して決定 ※ 能力等を踏まえ、部内トップより高い号俸決定も可能		<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識経験の度、従事する業務の困難度等に応じ弾力的に決定</li> <li>※ 民間での実績等に対する一般的な報酬額等も考慮</li> <li>俸給月額は最高で事務次官級まで可能</li> <li>※ 7号俸を超える職員の号俸の決定には人事院承認が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似職務に従事する常勤職員の級の初号を基礎として、職務内容・経験・地域を考慮して決定</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務成績に応じ、昇格、昇給（課長補佐級以下は標準は4号俸）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>昇格、昇給なし</li> <li>職務の変化等に伴う号俸変更は可能</li> </ul>			
ボーナス	<ul style="list-style-type: none"> <li>期末手当：年間2.525月分</li> <li>勤勉手当：平均で年間2.125月分（勤務成績に応じて支給、良好（標準）の場合は年間2.045月）</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>期末手当：年間1.925月分</li> <li>勤勉手当：平均で年間1.775月分（勤務成績に応じて支給、良好（標準）の場合は年間1.575月）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>任期が相当長期の場合、期末・勤勉手当相当の給与支給に努める必要</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務関連：俸給の調整額、俸給の特別調整額、特殊勤務手当等</li> <li>地域関連：地域手当、広域異動手当等</li> <li>生活関連：扶養手当、住居手当、通勤手当等</li> <li>人材確保関連：本府省業務調整手当、初任給調整手当等</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>地域手当、通勤手当等を除き不支給</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤手当相当の給与は支給</li> <li>その他も各府省の判断で支給可能</li> </ul>

特定任期付職員（23区内勤務者）の給与モデル額

	俸給月額	地域手当込み月例給	年間給与
1号俸	405,000円	486,000円	761万円
2号俸	455,000円	546,000円	855万円
3号俸	508,000円	609,600円	964万円
4号俸	574,000円	688,800円	1,090万円
5号俸	655,000円	786,000円	1,289万円
6号俸	765,000円	918,000円	1,531万円
7号俸	893,000円	1,071,600円	1,787万円
特1	1,021,000円	1,225,200円	2,044万円
特2	1,149,000円	1,378,800円	2,300万円
特3	1,224,000円	1,468,800円	2,450万円

【参考】行(一)・指定職のモデル年間給与  
 本省課長 1,447万円 本省局長 1,939万円  
 事務次官 2,524万円

※俸給月額、期末手当・勤勉手当の月数等は令和8年4月時点年間給与は勤務成績が良好（標準）の場合の額

# (1)選考採用等による中途採用者の場合

※公務の活性化のため採用された職員(規則1—24)、交流採用職員(官民人事交流法第2条第4項)、任期付職員(任期付職員法第3条第2項)を含む

## 初任給決定

採用されるポストに応じ、経歴や能力等を考慮し決定

### ①級の決定について

採用者の占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する部内の他の職員の職務の級を踏まえ、(当該採用者の有する知識経験、免許等を考慮して)級を決定します。

### ②号俸の決定について

採用者と同一の初任給基準の適用を受け、「採用者の有する経験年数」に相応する経験年数を有する部内の他の職員の号俸を踏まえ、採用者の有する能力等を考慮して決定します。なお、職員的能力等を踏まえ、**部内で最も高い評価を受けてきた職員をも超える号俸にすることも可能**です。

経験年数換算表(規則9-8 別表第4) 一部抜粋

経	歴	換 算 率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間(常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。)	100/100
	その他の期間	100/100以下

採用日までの職務経験等を「採用者の有する経験年数」として算出する時、その職務経験等が職員としての職務に直接役立つと認められる場合には、**100/100と換算**。この場合において、「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間」には、各府省の特定の所掌事務において必要とされる専門的知識や経験を活用する職務に従事した期間だけでなく、各府省に共通する職務に役立つ汎用的な能力(説明能力、調整能力、企画能力等)を活用して職務に従事した期間も含まれる。

## 昇格

在級年数に関わらず職務に応じて昇格後の職務の級を決定

### ○昇格の要件

- ①昇格日に職員が**昇任**したこと
- ②2年間の**人事評価**について一定の要件を満たすこと
- ③昇格日1年以内に、**懲戒処分**を受けていないこと

①・②の**いずれか及び**③を満たした職員の中から、昇格者が決定されます。

## 昇給

人事評価の結果に応じ、昇給区分(昇給号俸数)を決定

1年分の**人事評価結果**に基づき昇給区分が決定されます。(昇給日:1月1日)




※ 課長補佐級及び係長級の職員(55歳を超えない職員)の場合

## (2)特定任期付職員制度による中途採用者の場合

### 初任給決定

特別な俸給表を適用（号俸は採用される者の知識経験、業務内容等を踏まえ柔軟に決定）

- ✓ 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、その知識経験等を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合（特定任期付職員）には、**特別な俸給表を適用**します。

	俸給月額	号俸決定の基準
1号俸	405,000円	高度の専門的な知識経験を活用して業務を行う場合  専門性の程度や業務の困難・重要度に応じて決定
2号俸	455,000円	
3号俸	508,000円	
4号俸	574,000円	
5号俸	655,000円	
6号俸	765,000円	
7号俸	893,000円	
特1	1,021,000円	さらに、極めて高度の専門性を有する民間人材を採用する場合には、人事院の承認を得て、 <b>一般職職員の中では最高額である事務次官の俸給月額を上限</b> （俸給月額122.4万円）として、俸給月額を決定することが可能です。
特2	1,149,000円	
特3	1,224,000円	

採用される者の専門的な知識経験や業務の内容等を踏まえながら、各府省において柔軟に決定可能です（任期の中途においてその者の専門的な知識経験や業務の内容等がより高度なものになった場合は、新たな号俸の決定が可能です）。

さらに、極めて高度の専門性を有する民間人材を採用する場合には、人事院の承認を得て、**一般職職員の中では最高額である事務次官の俸給月額を上限**（俸給月額122.4万円）として、俸給月額を決定することが可能です。